

さいたま市監査委員告示第19号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年4月28日付けさいたま市監査委員告示第18号で公表した定期監査及び行政監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和5年7月12日

さいたま市監査委員	大	内	美	幸
同	工	藤	道	弘
同	三	神	尊	志
同	高	子		景

指摘事項等措置報告書

市長公室

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 契約事務</p> <p>(1) さいたま市東京事務所OA機器等賃貸借契約において、一般競争入札の告示に係る決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていたので、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【東京事務所】</p>	<p>1 契約事務</p> <p>(1) 事務の執行に関する専決区分の確認の徹底について事務所内で周知し、情報共有を図りました。今後は、さいたま市事務専決規定第3条に則り適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【東京事務所】</p>